

○博物館法

(昭和二十六年十二月一日
法律第二百八十五号)

(抜すい)

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館で、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

2 博物館協議会の委員については、社会教育法第十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例

(昭和三十三年四月一日
鳥取県条例第十六号)

昭和四十七年 三月三〇日 条例第三二二号
昭和五十九年 一〇月 九日 条例第二八号

鳥取県立科学博物館協議会に関する条例(をここに公布する。)

鳥取県立博物館協議会に関する条例 (昭和四十七年三月三十一日 公布)

(設置)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十二条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(昭和五十九年三月三十一日 公布)

(定数)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、十五人以上とする。

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任)

第四条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であつてもこれを兼任することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十七年条例第三二二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則(昭和五十九年条例第二八号)抄

1 この条例は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

五 第三十三条の規定、昭和六十一年四月一日